

(3)クマ誘因果樹の伐採事業について

5

定例記者会見資料 令和8年7月7日 市民環境部鳥獣被害対策室

クマによる人身被害を防止するため、誘因果樹の伐採事業を行います。

1 目的

昨年度のクマの誘因実績を踏まえ、所有者に代わって市が誘因果樹を伐採することで、クマが人間の生活圏に出没する頻度を減らし、市民と地域の安全を確保することを目的とし実施するものです。

2 実施内容

- ① 対象果樹：対象果樹は市が選定します。令和7年度においてクマが実際に出没し、職員が現地確認を行った果樹が原則です。例外的に、当該果樹と同一所有同一敷地であれば周辺の果樹も可とします。
- ② 業務範囲：市は果樹の伐採のみを行い、処分は所有者が行います。伐採は業務委託により行います。
- ③ 着手の優先順位：「重点対策地域」を指定し、指定した区域ごとに順次着手します。

3 重点対策地域

- ア 目撃多発区域（字名を単位）
イ 対象果樹が集中している
ウ 河川や水路などのクマの移動経路となる場所に近い
エ 学校、保育園、スーパー等がある区域を優先する
オ 対象果樹が点在する場合でも通学路に隣接していれば考慮する

4 対象果樹の条件（いずれも満たすこと）

- ① 樹種は柿、栗、くるみ。
- ② 所有者の同意（書面）を条件。事業用は不可。
- ③ 昨年度クマの誘因実績があり、かつ職員が現地確認済である果樹。同一所有者同一敷地も可。（2実施内容 ①のとおり）

5 実施スケジュール

- 7月中旬 先行着手地域の市民へアプローチ
7月下旬 市民から承諾書の取りまとめ
8月中旬 委託業者決定
8月下旬 伐採に着手

参考データ

- ・ 誘因果樹はR7実績で93地点で、残存と思われる果樹は114本。
- ・ 93地点（114本）の地域ごとの内訳は下記のとおり。
水沢 6（5） 前沢 29（40） 胆沢 29（32） 衣川 29（37）

